

令和5年産  
～7年産

# 畑作物の直接支払交付金 (ゲタ対策)の交付単価

数量払 ※免税事業者向け単価申請者は確定申告書等の提出が必要です。

## 小麦

品質区分(等級)		1等又は1等相当				2等又は2等相当			
ランク		A	B	C	D	A	B	C	D
パン・中華麵用品種 (円/60kg)	課税事業者向け単価	7,860	7,360	7,210	7,150	6,700	6,200	6,050	5,990
	免税事業者向け単価	8,270	7,770	7,620	7,560	7,110	6,610	6,460	6,400
上記以外 (円/60kg)	課税事業者向け単価	5,560	5,060	4,910	4,850	4,400	3,900	3,750	3,690
	免税事業者向け単価	5,970	5,470	5,320	5,260	4,810	4,310	4,160	4,100

等級：被害粒の割合や粒揃いの違いで区分  
A～Dランク：たんばく質の含有率等の違いで区分

## 大麦・はだか麦

品質区分(等級)		1等又は1等相当				2等又は2等相当			
ランク		A	B	C	D	A	B	C	D
二条大麦 (円/50kg)	課税事業者向け単価	5,870	5,450	5,330	5,280	5,010	4,590	4,460	4,410
	免税事業者向け単価	6,220	5,800	5,680	5,630	5,360	4,940	4,810	4,760
六条大麦 (円/50kg)	課税事業者向け単価	5,210	4,790	4,660	4,610	4,180	3,760	3,640	3,590
	免税事業者向け単価	5,510	5,090	4,960	4,910	4,480	4,060	3,940	3,890
はだか麦 (円/60kg)	課税事業者向け単価	9,220	8,720	8,570	8,480	7,650	7,150	7,000	6,920
	免税事業者向け単価	9,750	9,250	9,100	9,010	8,180	7,680	7,530	7,450

等級：被害粒の割合や粒揃いの違いで区分  
A～Dランク：白度やたんばく質の含有率等の違いで区分

## 大豆

品質区分(等級)		1等又は1等相当	2等又は2等相当	3等又は3等相当	品質区分(等級)		合格又は合格相当
普通大豆 (円/60kg)	課税事業者向け単価	10,360	9,670	8,990	特定加工用大豆 (円/60kg)	課税事業者向け単価	8,310
	免税事業者向け単価	10,770	10,080	9,400		免税事業者向け単価	8,720

等級：被害粒の割合や粒揃いの違いで区分  
特定加工用：豆腐・油揚、しょうゆ、きなこ等製品の段階において、大豆の原形をとどめない用途に使用する大豆

## てん菜

品質区分(糖度)	←		→	
	(+0.1度ごと)	16.6度	(▲0.1度ごと)	
てん菜 (円/t)	課税事業者向け単価	+62円	5,070	▲62円
	免税事業者向け単価	+62円	5,290	▲62円

糖度：てん菜の重量に対するしょ糖の含有量

## でん粉原料用ばれいしょ

品質区分(でん粉含有率)	←		→	
	(+0.1%ごと)	19.6%	(▲0.1%ごと)	
でん粉原料用ばれいしょ (円/t)	課税事業者向け単価	+64円	14,280	▲64円
	免税事業者向け単価	+64円	15,180	▲64円

でん粉含有率：ばれいしょの重量に対するでん粉の含有量

## そば

品質区分(等級)		1等又は1等相当	2等又は2等相当
そば (円/45kg)	課税事業者向け単価	17,180	15,070
	免税事業者向け単価	18,010	15,900

等級：容積重の違いや被害粒の割合で区分

## なたね

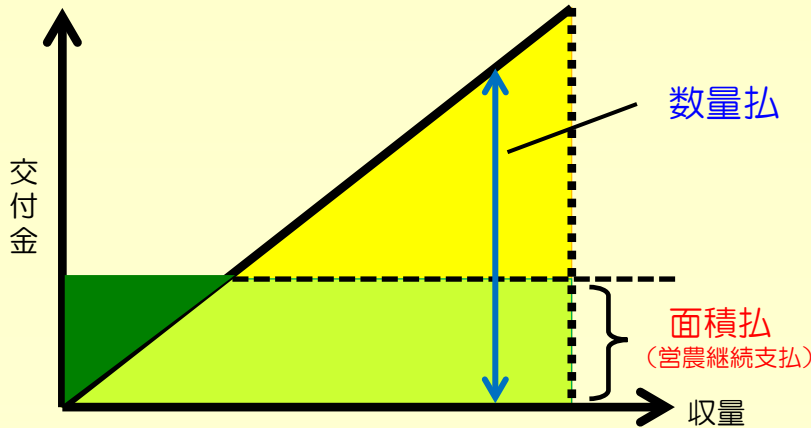
品質区分(品種)		キザキノナタネ キラリボシ ナナシキブ きらきら銀河 ペノカのしずく	その他の品種
なたね (円/60kg)	課税事業者向け単価	7,720	6,980
	免税事業者向け単価	8,140	7,400

# 面積払(営農継続支払)

当年産の作付面積に応じて交付

10aあたり2万円  
※「そば」は、10aあたり1万3千円

<数量払と面積払(営農継続支払)との関係>



【数量払と面積払の計算例】

課税事業者が生産する小麦(パン・中華  
麵用品種)について、

- ・当年産の生産面積が1ha
- ・本年産の生産実績が  
1等Cランク50俵(3t)の場合、

【面積払】(2万円/10a)×1ha=20万円

【数量払】(7,210円×50俵)−面積払分  
=36万5千円−20万円=16万5千円

## 交付対象者

※ 交付対象者に変更ありません。

**認定農業者、集落営農組織、認定新規就農者**  
(いずれも規模要件はありません。)

## 対象作物

※ 対象作物に変更ありません。

**麦、大豆、そば、なたね**

**てん菜、でん粉原料用ばれいしょ**(北海道産のみ)

※1. は種前にJA等との出荷契約や、実需者との販売契約を締結することが基本です。

※2. 麦芽の原料として使用される麦(ビール用等)、黒大豆、種子用として生産されるものなどは対象外です。



お気軽に、無料電話相談

フリーダイヤル

サア

ミナハイロー

0120-38-3786

受付時間：平日9:00~17:00 自動的にお住まいの農政局、県域拠点等に繋がります。

ご注意：携帯電話、PHS、公衆電話及びIP電話など一部の電話ではご利用いただくことができません。また、非通知設定のお電話からはお繋ぎできませんので、お手数ですが番号の前に「186」を押してお掛けください。

左記以外にも、最寄りの農政局、県域拠点等(問い合わせ先一覧のとおり)、地域農業再生協議会(市町村、JA等)までお気軽にご連絡ください。

➤経営所得安定対策に関する詳しい情報は、ホームページでご覧になれます。

経営所得安定対策

検索